告示

○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省　告示第一号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定に基づき、次に掲げる市町村を平成二十六年に発生した激甚災害に係る同条第一項の市町村として告示する。

平成二十六年三月十四日

文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

県名	郡名	市町村名
北海道		夕張市
青森県	西津軽	鰺ヶ沢町
岩手県		二戸市
	岩手	雫石町
	紫波	紫波町
	下閉伊	山田町　岩泉町
	二戸	一戸町
山形県	西村山	西川町　大江町
東京都		大島町
長野県	下伊那	阿智村
静岡県	賀茂	西伊豆町
奈良県	吉野	黒滝村　野迫川村
和歌山県	伊都	高野町
島根県		江津市
	邑智	美郷町　邑南町
	鹿足	津和野町
岡山県		高梁市
山口県		山口市※
		萩市
高知県	幡多	三原村
熊本県	球磨	水上村
鹿児島県		西之表市

備考

※印を付した市町村は、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十九条の特例の対象となった市町村である。この場合、当該市町村における激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき指定された措置の適用については、同法第三条第一項の政令で定める基準に該当する当該市町村の合併前の市町村に係るものに限る。なお、特定地域に係る激甚災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第一条第一項の市町村の負担額の算定に当たっては、合併前の市町村について局地激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）(1)に掲げる市町村に該当した場合に、当該合併前の市町村について算定したものである。

○農林水産省告示第四百八号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条第四項の規定に基づき、平成二十五年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る同条第三項の地域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月十四日

農林水産大臣　林　芳正

都道府県名	郡名	市町村名
北海道		茅部町
		二海町
		八雲町
		乙部町
	斜里	斜里町
	日高	新ひだか町
	厚岸	厚岸町
青森県		青森市
		黒石市
		五所川原市
		平川市
	東津軽	平内町
	西津軽	鰺ヶ沢町　深浦町
	南津軽	藤崎町　大鰐町
	上北	野辺地町　七戸町　東北町
	三戸	田子町
		盛岡市
岩手県		一関市
		八幡平市
		奥州市
	岩手	岩手町
	紫波	紫波町
		矢巾町
	西磐井	平泉町
	気仙	住田町
	下閉伊	岩泉町
	九戸	洋野町
宮城県		登米市
		栗原市
		大崎市
	伊具	丸森町
秋田県		秋田市
		大館市
		男鹿市
		湯沢市
		鹿角市
	北秋田	上小阿仁村
	山本	三種町
	南秋田	井川町
山形県		新庄市
		寒河江市
		上山市
		村山市
		長井市
		南陽市
	西村山	西川町　朝日町　大江町
	最上	最上町　戸沢村
	西置賜	白鷹町　飯豊町
	東田川	庄内町
		三川町
		鶴岡市
		酒田市
	南会津	下郷町
	耶麻	猪苗代町
	河沼	柳津町
	東白川	矢祭町
	田村	三春町
		常陸大宮市
		桜川市
	那珂	東海村
	芳賀	益子町
	那須	那須町
	吾妻	嬬恋村
		東吾妻町
福島県		郡山市
		白河市
		二本松市
茨城県		下妻市
		古河市
		結城市
		筑西市
		坂東市
		八千代町
		五霞町
		境町
		利根町
栃木県		栃木市
		小山市
		真岡市
		大田原市
		矢板市
		那須塩原市
		下野市
	下都賀	壬生町　野木町
	塩谷	塩谷町
	那須	那須町
群馬県		前橋市
		高崎市
		桐生市
		伊勢崎市
		太田市
		沼田市
		館林市
		渋川市
		藤岡市
		富岡市
		安中市
		みどり市
	利根	昭和村　みなかみ町
	佐波	玉村町
	邑楽	板倉町　明和町　千代田町　大泉町　邑楽町